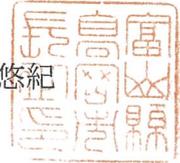


一般廃棄物収集運搬業

許 可 証

住 所 富山県高岡市野村978番地8
株式会社柴垣商店
氏 名 代表取締役 柴垣 英男 様

高岡市長 角田 悠紀



高岡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第37条に規定する許可をしたことを証する。

- | | |
|---------|--|
| 1 業務の種類 | 収集運搬業（生し尿・浄化槽汚泥を除く） |
| 2 設置場所 | 富山県高岡市野村978番地8 |
| 3 最終処分地 | 高岡広域エコ・クリーンセンター
高岡市が指定する処理業者の市内の処理施設、高岡市埋立処分場 |
| 4 許可期間 | 令和4年4月1日から
令和6年3月31日まで |



5 許可の条件

- 一般廃棄物収集運搬地域は高岡市域内とする。
- 一般廃棄物の種類は、可燃物、不燃物、粗大ごみとする。
- 申請書の記載事項に変更があった場合には、速やかに市長に報告すること。
- 許可証は他に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 業務を休止、又は廃止しようとするときは、その15日前までに市長に届け出ること。
- 可燃物と不燃物を分別のうえ収集し、紙、金属等資源ごみについては資源化再利用されるよう努めること。なお、その他の一般廃棄物については係員の指示に従い、各処理場へ搬入すること。
- 一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- 高岡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第38条及び同条例施行規則第23条の規定により一般廃棄物取扱状況報告書を毎月提出すること。
- 関係法令及び市条例に違反したとき、又は前各号の許可条件に違反したときは、この許可を取り消すことがある。